

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの閲覧分)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、主に次の場合に限って認められています。

- 1 官公庁が職務で行う場合
- 2 公益性の高い調査研究に利用する場合や、公共団体が公益性の高い活動に利用する場合

※商業目的(ダイレクトメールの発送を目的にしたものなど)による閲覧は認められていません。
(住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条)

	閲覧者(法人の場合は名称及び代表者または管理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	一般社団法人 新情報センター	消費者意識基本調査 (委託者 消費者庁)	9月2日	大字蜷木737～ 15歳以上の男女25名
2	株式会社 日本リサーチセンター	青少年のインターネット利用環境実態調査 (委託者 こども家庭庁)	10月7日	大字上田 0歳以上17歳以下の男女40名